阪神水道企業団公報

令和３年８月16日(月)
第352号

毎月15日発行

目　　次

◇条　　例◇

○　職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

◇訓　　令◇

○　職員の服務の宣誓に関する条例の施行規程の一部を改正する規程

◇告　　示◇

○　令和３年第１回阪神水道企業団議会定例会の招集

○　令和２年度阪神水道企業団水道事業会計予算繰越報告

○　阪神水道企業団監査委員の選任

◇条　　例◇

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和３年８月10日

阪神水道企業団
企業長　吉　田　延　雄

阪神水道企業団条例第１号

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員の服務の宣誓に関する条例（昭和28年条例第68号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（職員の服務の宣誓） 第２条　新たに職員となった者は、採用と同時に企業長が定める宣誓書を提出してからでなければ、その職務を行ってはならない。ただし、緊急の事態に際し、企業長が必要と認める場合においては、宣誓を行う前においても職員にその職務を	（職員の服務の宣誓） 第２条　新たに職員となつた者は、採用と同時に企業長又は企業長の定める上級の職員の前において別記様式に定める宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行つてはならない。但し緊急の事態に際し、企業長が必要と認める場合におい

行わせることができる。	ては、宣誓を行う前においても職員にその職務を行わせることができる。 別記様式　省略
備考 １　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 ２　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 ３　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。	

附　則

この条例は、令和３年９月１日から施行する。

◇訓　　令◇

訓令第３号

庁中一般
各　　所

職員の服務の宣誓に関する条例の施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和３年８月10日

阪神水道企業団
企業長　吉　田　延　雄

職員の服務の宣誓に関する条例の施行規程の一部を改正する規程

職員の服務の宣誓に関する条例の施行規程（昭和28年訓令第127号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（宣誓書） 第１条　職員の服務の宣誓に関する条例（昭和28年条例第68号）第２条の企業長が定める宣誓書は、別記様式のとおりとする。 別記様式 宣　誓　書	第１条　職員（課長以上の者を除く。）の宣誓は、副企業長又はその委任を受けた者の前において行うものとする。 第２条　課長以上の者の宣誓は、企業長又はその委任を受けた者の前において行うものとする。 第３条　職員の宣誓書は、総務部総務課長が保管するものとする。

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ擁護することを固く誓います。 私は、地方自治並びに公営企業の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として公共の福祉を増進するよう、誠実かつ公平に職務を執行することを固く誓います。 年　月　日 氏　名	

備考
1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

附　則

この規程は、令和３年９月１日から施行する。

◇告　　示◇

阪神水道企業団告示第25号

令和３年第１回阪神水道企業団議会臨時会を令和３年８月10日阪神水道企業団議会議場に招集する。

令和３年８月３日

阪神水道企業団
企業長　吉　田　延　雄

記

付議事件
○　令和２年度阪神水道企業団水道事業会計予算繰越報告について
○　監査委員選任について
○　職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

阪神水道企業団告示第26号

令和３年第１回阪神水道企業団議会臨時会において報告された令和２年度阪神水道企業団水道事業会計予算繰越報告については、次のとおりである。

令和３年８月10日

阪神水道企業団
企業長　吉　田　延　雄

令和２年度阪神水道企業団 水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第２６条第１項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳 企業債	左の財源内訳 損益勘定留保資金	不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
			円	円	円	円	円	円	円	
資本的支出	建設改良費	尼崎市導水連絡管布設工事	88,550,000	13,860,000	52,690,000	0	52,690,000	22,000,000	0	関係機関との協議に時間を要したため。
		水質試験所改修工事	312,405,000	228,716,000	83,689,000	0	83,689,000	0	0	新型コロナウイルス感染症対策として、工事を一時中断したため。
		西宮ポンプ場改修工事その２	796,125,000	444,273,019	253,000,000	139,000,000	114,000,000	98,851,981	0	新型コロナウイルス感染症対策として、工事を一時中断したこと及び水運用切替作業に時間を要したため。
		配水管更新工事	293,000,000	89,446,500	203,153,000	183,000,000	20,153,000	400,500	0	新型コロナウイルス感染症対策として、受注者が勤務体制を変更したことに伴う工程の遅延及び施工方法に関する協議に時間を要したため。
		送水管更新工事	63,800,000	42,537,000	21,263,000	0	21,263,000	0	0	隣接する水管橋の補強に関する協議等に時間を要したため。
		３期甲東送水路上ヶ原量水池改修工事詳細設計業務委託	19,800,000	1,570,800	18,229,000	0	18,229,000	200	0	量水池と一体的に設計する予定だった神戸市の上ヶ原浄水場浄水池の配置変更に伴い、業務を一時中断したため。
		センター設備取替工事	107,338,000	94,138,000	13,200,000	0	13,200,000	0	0	西宮ポンプ場の他工事工程の影響により、年度内での完了が困難となったため。
		甲東ポンプ場計装設備取替工事	11,000,000	10,241,000	759,000	0	759,000	0	0	新型コロナウイルス感染症対策として、受注者が勤務体制を変更したことに伴い、一部機器製作に遅れが生じたため。
		西宮ポンプ場受配電設備取替工事	385,000,000	376,640,000	8,360,000	0	8,360,000	0	0	西宮ポンプ場の他工事工程の影響により、年度内での完了が困難となったため。
		西宮ポンプ場送配水ポンプ取替工事	412,693,000	267,492,500	145,200,000	0	145,200,000	500	0	西宮ポンプ場の他工事工程の影響により、年度内での完了が困難となったため。
		西宮ポンプ場送配水用真空ポンプ設備取替工事	26,169,000	25,164,700	1,004,000	0	1,004,000	300	0	西宮ポンプ場の他工事工程の影響により、年度内での完了が困難となったため。
		無停電電源装置取替工事	94,710,000	69,012,900	220,000	0	220,000	25,477,100	0	西宮ポンプ場の他工事工程の影響により、年度内での完了が困難となったため。
		尼崎浄水場流量計並びに西宮ポンプ場受水流量計取替工事	24,684,000	16,828,900	6,600,000	0	6,600,000	1,255,100	0	西宮ポンプ場の他工事工程の影響により、年度内での完了が困難となったため。
		計	2,635,274,000	1,679,921,319	807,367,000	322,000,000	485,367,000	147,985,681	0	

阪神水道企業団告示第27号

下記の者を、阪神水道企業団監査委員に選任した。

令和３年８月10日

阪神水道企業団

企業長　吉　田　延　雄

記

河南　ただかず

坂　上　　明